

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		栃木市文化会館利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第4条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	なし
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	栃木市文化会館条例第4条及び5条 栃木市文化会館条例施行規則第2条
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用の承認（栃木市文化会館条例第4条）</p> <p>(1) 栃木市文化会館（以下「会館」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取消しをするときも、同様とする。</p> <p>(2) 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。</p> <p>2 利用の制限（栃木市文化会館条例第5条）</p> <p>教育委員会は、会館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>イ 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>ウ 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。</p> <p>エ 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>オ 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>3 利用承認の申請（栃木市文化会館条例施行規則第2条）</p> <p>(1) 栃木市文化会館条例第4条第1項の規定により会館の利用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>ア 文化会館利用承認申請書（別記様式第1号）</p>	

イ 文化会館附属設備備品利用承認申請書（別記様式第2号）

(2) (1)の申請書の提出期限は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ア ホール、展示室、屋外展示場及び多目的ホールにあつては、利用日の属する月の12月前の月の初日から30日前まで

イ ホール附属室、会議室、和室、リハーサル室、多目的ホール控室、ホール用応接室及び練習室（以下「ホール附属室等」という。）にあつては、利用日の属する月の3月前の月の初日から3日前まで。ただし、これらの室をホール又は展示室と併用するときは、アの期間とする。